

社会福祉法人共生の里定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 特定相談支援事業の経営
- (ハ) 障害児相談支援事業の経営
- (ニ) 生計困難者に対する相談支援事業
- (ホ) 生計困難者に対する無料低額宿泊所事業
- (ヘ) 老人居宅介護等事業
- (ト) 老人デイサービス事業
- (チ) 認知症対応型老人共同生活援助事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人共生の里という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県行橋市南泉2丁目28番3号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した

理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の評議員1人あたりの総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上9名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 金1千万円

(2) 北九州市八幡西区折尾三丁目1547番地2 所在の建物 一棟

家屋番号 1547番2の1

共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

床面積 1階 206.41㎡の全てを社会福祉事業用として使用

2階 206.41㎡中、社会福祉事業用としては186.25㎡を使用

3階 206.41㎡の全てを社会福祉事業用として使用

(3) 北九州市八幡西区折尾三丁目1547番地2 所在の建物 一棟

家屋番号 1547番2の2

共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

床面積 1階 80.31㎡ 2階 80.31㎡ 3階 80.31㎡

(4) 北九州市八幡西区折尾三丁目1547番2 所在の土地 一筆

宅地 721.06㎡

(5) 北九州市八幡西区折尾三丁目1547番9 所在の土地 一筆

宅地 6.39㎡

(6) 北九州市八幡西区折尾三丁目984番33 所在の土地 一筆

山林 575㎡中法人の持分は1000分の83

(11) 山口県下関市生野町2丁目3番5 所在の土地 一筆

宅地 203.59㎡

(12) 山口県下関市生野町2丁目3番7 所在の土地 一筆

宅地 110.04㎡

(13) 山口県下関市生野町2丁目3番5、3番7 所在の建物 一棟

家屋番号 3番5の1、3番5の2

診療所・車庫・店舗 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

床面積 1階 189.03㎡ 2階 205.87㎡ 3階 17.46㎡

(14) 北九州市八幡東区山王 2 丁目 33 番 11	所在の土地	一筆
宅地	83.57 m ²	
(15) 北九州市八幡西区幸神 2 丁目 3 番 116	所在の土地	一筆
宅地	1937.62 m ²	
(16) 北九州市八幡西区幸神 2 丁目 3 番地 116	所在の建物	一棟
家屋番号	3 番 116	
寄宿舍	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	
床面積	1 階 560.13 m ² 2 階 358.53 m ² 3 階 358.53 m ² 4 階 358.53 m ²	
(17) 行橋市南大橋 6 丁目 607 番 8	所在の土地	一筆
宅地	411.96 m ²	
(18) 行橋市南大橋 6 丁目 607 番地 8	所在の建物	一棟
家屋番号	6 0 7 番 8	
倉庫	コンクリートブロック・軽量鉄骨造スレート葺平家建	
床面積	230.45 m ²	
(19) 行橋市大字矢留字原 1246 番	所在の土地	一筆
原野	2,727 m ²	
(20) 行橋市大字矢留字原 1246 番地	所在の建物	一棟
家屋番号	1246 番	
グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	
床面積	345.85 m ²	
(21) 行橋市神田町 3 6 1 番 2	所在の土地	一筆
宅地	223.72 m ²	
(22) 行橋市神田町 3 6 1 番地 2	所在の建物	一棟
家屋番号	361 番 2	
居宅・店舗	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	
床面積	1 階 103.57 m ² 2 階 91.03 m ²	
(23) 北九州市八幡西区楠北三丁目 2541 番 1	所在の土地	一筆
宅地	887.00 m ²	
(24) 北九州市八幡西区楠北三丁目 2541 番 2	所在の土地	一筆
宅地	513.00 m ²	
(25) 北九州市八幡西区楠北三丁目 2541 番 3	所在の土地	一筆
宅地	433.00 m ²	
(26) 北九州市八幡西区楠北三丁目 2541 番地 2、2541 番地 1	所在の建物	一棟
家屋番号	2541 番 2	
寄宿舍	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	
床面積	1 階 371.79 m ² 2 階 367.04 m ²	
(27) 行橋市行事 5 丁目 1041 番 1	所在の土地	一筆
宅地	227.60 m ²	
(28) 京都郡苅田町富久町一丁目 27 番地 13	所在の建物	一棟
家屋番号	27 番 13	
教習所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	
床面積	1 階 100.59 m ² 2 階 147.24 m ²	

- (29) 京都郡菟田町富久町一丁目 27 番 13 所在の土地 一筆
宅地 227.39 m²
- (30) 山口県下関市大字吉母字新田 139 番地 1、140 番地 1 所在の建物 一棟
家屋番号 139 番 1
老人ホーム・デイサービスセンター 木造かわらぶき 2 階建
床面積 1 階 340.17 m² 2 階 165.62 m²
- (31) 山口県下関市大字吉母字新田 139 番 1 所在の土地 一筆
雑種地 587.00 m²
- (32) 山口県下関市大字吉母字新田 140 番 1 所在の土地 一筆
雑種地 326.00 m²
- (33) 福岡県行橋市大橋三丁目 463 番地 2 所在の建物 一棟
家屋番号 463 番 2 の 2
店舗・事務所 鉄骨造陸屋根 3 階建
床面積 1 階 197.06 m² 2 階 208.87 m² 3 階 184.72 m²
- (34) 福岡県行橋市大橋三丁目 462 番 6 所在の土地 一筆
宅地 124.72 m²
- (35) 福岡県行橋市大橋三丁目 463 番 2 所在の土地 一筆
宅地 314.04 m²
- (36) 福岡県行橋市大橋三丁目 2890 番地 1、2890 番地 1 先、1143 番地 3 所在の建物 一棟
家屋番号 2890 番 1 の 2
店舗・居宅 鉄骨造陸屋根 3 階建
床面積 1 階 70.00 m² 2 階 70.00 m² 3 階 57.22 m²
- (37) 福岡県行橋市大橋三丁目 2890 番 1 所在の土地 一筆
宅地 56.19 m²
- (38) 福岡県行橋市大橋三丁目 1143 番 6 所在の土地 一筆
宅地 25.53 m²
- (39) 福岡県行橋市大字流末字藏座 1277 番地 3、福岡県行橋市大字流末字アフギ 1329 番地 3 所在の建物 一棟
家屋番号 1277 番 3
老人ホーム 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
床面積 1 階 1024.49 m² 2 階 888.49 m²
- (40) 福岡県行橋市大字流末字藏座 1277 番 3 所在の土地 一筆
宅地 1990.25 m²
- (41) 福岡県行橋市大字流末字アフギ 1329 番 3 所在の土地 一筆
宅地 157.30 m²
- (42) 福岡県行橋市大字流末字藏座 1277 番 4 所在の土地 一筆
宅地 802.52 m²
- (43) 福岡県北九州市小倉南区北方 1 丁目 960 番地 10、960 番地 12、960 番地 1、960 番地 19、960 番地 18 所在の建物 一棟
家屋番号 960 番 10
共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根高床式 4 階建
床面積 1 階 68.09 m² 2 階 68.09 m² 3 階 68.09 m² 4 階 68.09 m²

- (44) 福岡県北九州市小倉南区北方1丁目960番地18、960番地19 所在の建物 一棟
 家屋番号 960番18
 店舗・居宅 鉄筋コンクリート・木造瓦葺2階建
 床面積 1階 88.16 m² 2階 78.29 m²
- (45) 福岡県北九州市小倉南区北方1丁目960番1 所在の土地 一筆
 宅地 39.84 m²
- (46) 福岡県北九州市小倉南区北方1丁目960番10 所在の土地 一筆
 宅地 41.38 m²
- (47) 福岡県北九州市小倉南区北方1丁目960番12 所在の土地 一筆
 宅地 73.12 m²
- (48) 福岡県北九州市小倉南区北方1丁目960番18 所在の土地 一筆
 宅地 64.29 m²
- (49) 福岡県北九州市小倉南区北方1丁目960番19 所在の土地 一筆
 宅地 72.85 m²
- (50) 福岡県北九州市小倉南区城野4丁目93番地1 所在の建物 一棟
 家屋番号 93番1
 診療所 鉄骨造陸屋根3階建
 床面積 1階 28.74 m² 2階 160.78 m² 3階 148.09 m²
- (51) 福岡県北九州市小倉南区城野4丁目93番1 所在の土地 一筆
 宅地 294.66 m²
- (52) 福岡県北九州市小倉南区城野4丁目1705番 所在の土地 一筆
 宅地 6.61 m²
- (53) 山口県下関市稗田南町8番地6 所在の建物 一棟
 家屋番号 8番6
 居宅・教習所 鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
 床面積 1階 189.54 m² 2階 189.54 m²
- (54) 山口県下関市稗田南町8番6 所在の土地 一筆
 宅地 319.50 m²
- (55) 山口県下関市大字永田郷字野中53番地 所在の建物 一棟
 家屋番号 53番の2
 寄宿舎 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
 床面積 1階 211.98 m² 2階 200.91 m² 3階 200.91 m²
- (56) 山口県下関市大字永田郷字野中53番 所在の土地 一筆
 宅地 773.55 m²
- (57) 福岡県古賀市舞の里4丁目16番地1、16番地2 所在の建物 一棟
 家屋番号 16番1
 寄宿舎 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
 床面積 1階 536.56 m² 2階 443.99 m² 3階 421.12 m²
- (符号1)
 ポンプ室 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 6.38 m²
- (58) 福岡県古賀市舞の里4丁目16番1 所在の土地 一筆
 宅地 2724.58 m²
- (59) 福岡県古賀市舞の里4丁目16番2 所在の土地 一筆

	宅地	410.31 m ²		
(60)	福岡県行橋市神田町 417 番地 2		所在の建物	一棟
	家屋番号	417 番 2		
	居宅	木造かわらぶき 2 階建		
	床面積	1 階 142.91 m ² 2 階 63.27 m ²		
(61)	福岡県行橋市神田町 417 番 2		所在の土地	一筆
	宅地	231.37 m ²		
(62)	北九州市小倉南区沼本町 4 丁目 42 番地 1		所在の建物	一棟
	家屋番号	42 番 1		
	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 4 階建		
	床面積	1 階 732.68 m ² 2 階 669.12 m ² 3 階 669.12 m ² 4 階 173.42 m ² 地下 1 階 195.00 m ²		
(63)	北九州市小倉南区沼本町 4 丁目 42 番 1		所在の土地	一筆
	宅地	1212.46 m ²		
(64)	北九州市八幡西区折尾 3 丁目 984 番 23		所在の土地	一筆
	宅地	165.59 m ²		
(65)	北九州市八幡西区折尾 3 丁目 984 番 28		所在の土地	一筆
	山林	244 m ²		
(66)	北九州市八幡西区折尾 3 丁目 984 番 29		所在の土地	一筆
	宅地	0.64 m ²		
(67)	北九州市八幡西区折尾 3 丁目 984 番 33		所在の土地	一筆
	山林	575 m ² 持ち分 1000 分の 117		
(68)	北九州市八幡西区折尾 3 丁目 984 番 44		所在の土地	一筆
	山林	6.78 m ² 持ち分 1000 分の 107		
(69)	北九州市八幡西区折尾 3 丁目 984 番地 23		所在の建物	一棟
	家屋番号	984 番 23		
	共同住宅	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建		
	床面積	1 階 58.71 m ² 2 階 58.71 m ²		
	(符号 1)			
	車庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	17.34 m ²	
(70)	福岡県行橋市大字矢留字原 1243 番		所在の土地	一筆
	墓地	113 m ²		

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 3 7 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には福岡県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域生活支援事業
- (2) 生活困窮者自立相談支援事業
- (3) 生活困窮者就労準備支援事業
- (4) 訪問看護事業
- (5) 居宅介護支援事業
- (6) 住宅型有料老人ホーム
- (7) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく居住支援事業
- (8) 生活困窮者家計改善支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産 賃貸業
- (2) ソーシャルファーム事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第38条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得

て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

- 第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第42条 この法人の公告は、社会福祉法人共生の里の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	宮 本 政 幸
理 事	金 子 久美子
〃	榎 本 孝 史
〃	進 省 平
〃	奥 祐 資
〃	進 礼次郎
監 事	三 村 誠
〃	井 中 卓 良

- 2 この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 3 この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 4 この定款は、平成30年 4月 25日から施行する。
- 5 この定款は、平成30年10月 12日から施行する。
- 6 この定款は、平成31年 2月 8日から施行する。
- 7 この定款は、令和 元年 9月 20日から施行する。
- 8 この定款は、令和 元年12月 19日から施行する。
- 9 この定款は、令和 2年 9月 9日から施行する。
- 10 この定款は、令和 3年 6月 4日から施行する。
- 11 この定款は、令和 4年 2月 16日から施行する。
- 12 この定款は、令和 5年 6月 27日から施行する。
- 13 この定款は、令和 5年 8月 1日から施行する。
- 14 この定款は、令和 5年12月 1日から施行する。
- 15 この定款は、令和 6年 5月 1日から施行する。

- 16 この定款は、令和 6年12月 1日から施行する。
- 17 この定款は、令和 7年 3月 3日から施行する。
- 18 この定款は、令和 7年11月25日から施行する。
- 19 この定款は、令和 7年12月29日から施行する。
- 20 この定款は、令和 8年 3月23日から施行する。